

## 規格基準(NR) 概要

ブラジルでは、NR としても知られる規格基準(Normas Regulamentadora)があり、労働安全衛生に関連する義務的手順を規制し指導する規格を提供している。これらの規格は、統合労働法 (CLT) の第 II 章、第 V 条 (労働安全医学)、に記載されています。これらは、1978 年 6 月 8 日付けの条例 Mtb 第 3,214 号によって承認され、労働集約法(CLT)で統治されるすべてのブラジル企業での労働疾病と事故の発生を防ぐことで、安全で健全な労働を保証することを目的として、雇用者と労働者によって履行されるべき義務、権利、役目で構成されており、労働雇用省によって定期的に見直されています。

これらは、政府、雇用主、および雇用者の代表で構成される特定の三者委員会によって作成および変更される。

### 規格基準(NR)

- NR-1 総則および職業リスク管理 (Disposições Gerais e Gerenciamento de Riscos Ocupacionais)
- NR-2 事前検査- (2019 年 7 月 30 日に廃止) (Inspeção Prévia – Revogado em 30/07/2019-)
- NR-3 差し止め、または操業停止 (Embargo ou Interdição)
- NR-4 安全工学と労働医学の専門業務(SESMT) (Serviços Especializados em Engenharia de Segurança e em Medicina do Trabalho) (SESMT)
- NR-5 事故防止社内委員会(CIPA) (Comissão Interna para Prevenção de Acidentes-CIPA-)
- NR-6 個別保護具(EPI) (Equipamento de Proteção Individual-EPI-)
- NR-7 職業衛生医療管理プログラム(PCMSO) (Programa de Controle Médico de Saúde Ocupacional-PCMSO-)
- NR-8 建築 (Edificações)
- NR-9 物理的、科学のおよび生物的物质での露出職業の評価と管理 (Avaliação e Controle das Exposições a Agentes Físicos, Químicos e Biológicos)
- NR-10 電気施設と電気作業の安全 (Segurança em Instalação e Serviço com Eletricidade)
- NR-11 材料の輸送、移動、保管、および取り扱い (Transporte, Movimentação, Armazenagem e Manuseio de Materiais)

SAMI CONSULTORIA EMPRESARIAL LTDA

TEL/WhatsApp/Line; +55-11-98601-3431

hisashi\_umetsu1948@yahoo.co.jp/www.samicultura.com.br

- NR-12 機械および設備における労働安全 (Segurança no Trabalho em Máquinas e Equipamentos)
- NR-13 ボイラー、高压容器、配管、および金属貯蔵タンク (Caldeiras, Vasos de Pressão, Tubulações e Tanques Metálicas de Armazenamento)
- NR-14 炉 (Fornos)
- NR-15 不衛生な作業と職業 (Atividades e Operações Insalubres)
- NR-16 危険物の作業と職業 (Atividades e Operações Perigosas)
- NR-17 人間工学 (エルゴノミクス) (Ergonomia)
- NR-18 建設業における労働安全衛生 (Segurança e Saúde no Trabalho na Indústria da Construção)
- NR-19 爆発物 (Explosivos)
- NR-20 可燃物と燃料での労働安全衛生 (Segurança e Saúde no Trabalho com Inflamáveis e Combustíveis)
- NR-21 野外での作業 (Trabalhos a céu aberto)
- NR-22 鉱業における職業安全衛生 (Segurança e Saúde Ocupacional na Mineração)
- NR-23 火災からの保護 (Proteção contra incêndios)
- NR-24 職場の衛生条件と快適性 (Condições Sanitárias e de Conforto nos Locais de Trabalho)
- NR-25 産業廃棄物 (Resíduos Industriais)
- NR-26 安全標識 (Sinalização de Segurança)
- NR-27 労働安全技術専門家の登録 (2008年5月30日に廃止) (Registro Profissional do Técnico de Segurança do Trabalho – Revogado em 30/05/2008)
- NR-28 監査と罰則 (Fiscalização e Penalidades)
- NR-29 港湾労働安全衛生の規格基準 (Norma Regulamentadora de Segurança e Saúde no Trabalho Portuário)
- NR-30 水路労働安全衛生 (Segurança e Saúde no Trabalho Aquaviário)

SAMI CONSULTORIA EMPRESARIAL LTDA

TEL/WhatsApp/Line; +55-11-98601-3431

hisashi\_umetsu1948@yahoo.co.jp/www.samicultura.com.br

- NR-31 農業、畜産業、林業、森林開発、および水産養殖業における労働安全衛生 (Segurança e Saúde no Trabalho na Agricultura, Pecuária Silvicultura, Exploração Florestal e Aquicultura)
- NR-32 医療作業における労働安全衛生 (Segurança e Saúde no Trabalho em Serviços de Saúde)
- NR-33 密閉空間における労働安全衛生 (Segurança e Saúde no Trabalho em Espaços Confinados)
- NR-34 船の建造、保全、および解体業における労働条件と環境 (Condições e Meio Ambiente de Trabalho na Indústria de Construção, Reparação e Desmonte Naval)
- NR-35 高所作業 (Trabalho em Altura)
- NR-36 屠畜、および肉と派生品加工の企業における労働安全衛生 (Segurança e Saúde no Trabalho em Empresas de Abate e Processamento de Carnes e Derivados)
- NR-37 石油プラットフォームにおける安全衛生 (Segurança e Saúde em Plataforma de Petróleo)

以下、それぞれの規格基準(NR)の概要：

**NR-1 総則および職業リスク管理 (Disposições Gerais e Gerenciamento de Riscos Ocupacionais)**

本規格基準(NR)は、労働集約法(CLT)で統治される従業員を持つ民間と公共企業及び、直接・間接的に運営されている公共機関による厳守義務である。NR-1 は、他のすべての規格のすべての適用範囲を定めている。さらに、政府、雇用主、従業員の義務と権利もさだめている。

**NR-2 事前検査 (2019年7月30日に廃止) (Inspeção Prévia-Revogado em 30/07/2019-)**

全ての新しい施設はその活動を始める前に、労働雇用省の機関に自分の施設の認可申請を行わなければならない。

**NR-3 差し止め、または操業停止 (Embargo ou Interdição)**

労働地方監督局は、労働者への重大で緊迫した危険を証明する適性作業の技術鑑定書によって、施設、作業職場、機械や設備を停止させる、または工事の差し止めをすることができる。これが発生した場合、労働者は通常どおり恩典を享受し続けることができる。

**NR-4 安全工学と労働医学の専門業務 (SESMT) (Serviços Especializados em Engenharia de Segurança e em Medicina do Trabalho -SESMT-)**

NR-4 は、労働事故と職業疾病を削減するように、安全工学と労働医学の専門業務 (SESMT)の組織化への基準を定める。役割を達成するために、SESMT は次の専門家がいないといけない：施設の労働者の数と危険度によって定められる数の労働医、労働安全エンジニア、労働看護師、労働安全技術者、労働准看護師。

SESMT の業務は、労働者の健康に対するリスクを削減又は、除去するめの、作業環境の中で安全技術と職業医務に関する知識を活用して上記に記した専門家の予防と管轄である。

SESMT の活動の中で、リスク分析と個別保護具の使用に関する労働者への指導がある。また、労働事故記録書は SESMT の責任である。

#### **NR-5 事故防止社内委員会 (CIPA) (Comissão Interna de Prevenção de Acidentes -CIPA-)**

労働集約法(CLT)で統治される従業員を持つ民間、公共企業及び、政府機関は、事故防止社内委員会—CIPA を組織し活動を維持する義務がある。事故防止社内委員会—CIPA は、作業と労働者の生命の保護と健康促進とが永続的に調和するように、作業ともなう事故と疾病の防止を目的としている。

#### **NR-6 個別保護具 (EPI) (Equipamentos de Proteção Individual -EPI-)**

本規格基準(NR)を適用する為に、労働者の健康と身の完全性の保護為の、労働雇用省(MTE)による認定証(CA)を取得した国内及び海外製の個人的に使用するすべての装置を個別保護具(EPI)とする。会社は従業員に無料で提供する義務があり、いつどのように提供するかを定めている。さらに、保護の種類ごとの個別保護具 (EPI)の完全なリストが含まれている。

#### **NR-7 職業衛生医療管理プログラム (PCMSO) (Programas de Controle Médico de Saúde Ocupacional -PCMSO-)**

本規格基準(NR)は、従業員として労働者を雇用しているすべての雇用主と機関にたいして、労働者と一緒に健康の推進と維持を目的とした、職業衛生医療管理プログラム(PCMSO)の作成と導入の義務を定めている。NR-7 の主な目的は、労働者の身体的健康を証明するのに役立つ職業検査の義務を確立することである。職業衛生医療管理プログラム(PCMSO)を通じて、従業員がまだ健康であるかどうかを評価することができる。

#### **NR-8 建物 (Edificações)**

本規格基準(NR)は、建物で働く人の安全と快適さを保障するために、建物で守らなければならない最低の技術要件を定めている。

#### **NR-9 物理的、化学的、および生物学的物質での露出職業の評価と管理 (Avaliação e Controle das Exposições Ocupacionais s Agentes Físicos, Químicos e Biológicos)**

本規格基準(NR)は、作業環境で、存在する、または存在する可能性のある環境リスクの発生の予測、認識、評価、およびその結果としての管理を通じて、労働者を従業員として雇用するすべての雇用主、および機関による環境リスク防止プログラム (PPRA) の作成と導入の義務を定めている。

**SAMI CONSULTORIA EMPRESARIAL LTDA**

TEL/WhatsApp/Line; +55-11-98601-3431

hisashi\_umetsu1948@yahoo.co.jp/www.samicultura.com.br

**NR-10 電気施設、および電気作業の安全 (Segurança em Instalações e Serviços em Eletricidade)**

本規格基準(NR)は、設計、建設、組立、操業と保全の段階での電気施設に関係する労働者と、その周辺で行われるすべての作業に従事する労働者の安全と健康を保障するために必要とする最低の要件と状態を定めている。

**NR-11 材料の輸送、移動、保管、および取り扱い (Transporte, Movimentação, Armazenagem e Manuseio de Materiais)**

本規格基準(NR)は、工業用エレベーター、クレーンと輸送機及び、輸送機械の操作の安全規則を定めている。材料の保管は、それぞれの材料の安全要件を守らなければならない。

**NR-12 機械、および設備における労働安全 (Segurança no Trabalho em Máquinas e Equipamentos)**

本規格基準(NR)は、床、通路等のように機械と設備に設けられた場所、可動と停止装置、機械と設備の保護に関する規則、さらに保全と操作等に関する義務的手順を定めている。

**NR-13 ボイラー、圧力容器、配管、および金属貯蔵タンク (Caldeiras, Vasos de Pressão, Tubulações e Tanques Metálicas de Armazenamento)**

本規格基準(NR)は、国内の現行の専門規制に従った、あらゆるエネルギー源のボイラーが設置されている場所、設計、操作と保全のフォロー、およびボイラーと圧力容器の検査と検査監督の等に関する義務的手順を定めている。

**NR-14 炉 (Fornos)**

本規格基準(NR)は、労働者に最大の安全と快適さを提供し、熱放射が許容値を超えないように耐熱材で覆われ堅固に建設固定される最低の手順を定めている。

**NR-15 不衛生的な活動と作業 (Atividades e Operações Insalubres)**

本規格基準(NR)は、作業現場の検査鑑定書によって証明され、法律に定める許容値を超えて行われる不健康的な活動、または作業に関する義務的手順を定めている。過激的要因：騒音、暑さ、放熱、気圧、寒さ、湿度、化学的物質。

**NR-16 危険物の活動と作業 (Atividades e Operações Perigosas)**

本規格基準(NR)は、労働者によって行われる、爆発物や化学製品、可燃物に指定された物、放射性物質の取り扱い、および/または輸送、および操作と保全作業の手順を定めている。

**NR-17 人間工学 (エルゴノミクス) (Ergonomia)**

本規格基準(NR)は、移動機や機器への材料の持ち上げ、輸送と持ち降ろし、作業現場の環境情况及び、作業制度そのものに関する見地を含んで、最大の快適さ、安全と履行効率に見合った形での、労働条件を労働者の精神的・身体的性質への適応を可能とするパラメーターの設定を目指している。

**SAMI CONSULTORIA EMPRESARIAL LTDA**

TEL/WhatsApp/Line; +55-11-98601-3431

hisashi\_umetsu1948@yahoo.co.jp/www.samicultura.com.br

**NR-18 建設業における労働安全衛生 (Segurança e Saúde no Trabalho na Indústria da Construção)**

本規格基準(NR)は、土木建設事業の工程、労働条件と環境の中での、安全の管理手段と予防とシステムの推進を目的とした、管理、企画、及び組織の秩序の方針を定めている。

**NR-19 爆発物 (Explosivos)**

本規格基準(NR)は、事故を防止して安全な方法での爆発物の取り扱い、輸送と保管の手順を定めている。

**NR-20 可燃物と燃料での労働安全衛生 (Segurança e Saúde no Trabalho com Inflamáveis e Combustíveis)**

本規格基準(NR)は、液体燃料と液体可燃物、および石油液化ガス(LPG)の、保管のパラメーター、労働者による輸送方法及び、取り扱い方法に関する定義を定めている。

**NR-21 野外での仕事 (Trabalho a Céu Aberto)**

本規格基準(NR)は、悪天候から労働者を保護することができる、丈夫できちんとした構造の避難所の存在が義務である、野外で行われる仕事の最低基準を定めている。

**NR-22 鉱業における職業安全衛生 (Segurança e Saúde Ocupacional a Mineração)**

本規格基準(NR)は、会社が従業員の健康、安全と労働医務の満足な状況を従業員に与える手段の採用と作業現場を維持することを決め、鉱業における労働安全と労働医学の手順に関して定めている。

**NR-23 火災からの保護 (Proteção Contra Incêndios)**

本規格基準(NR)は、全ての会社は火災から保護するために、労働者の緊急出口、火災消火への十分な機器及び、正しい使用を教育された人々を備えなければならぬための手順を定めている。

**NR-24 職場の衛生条件と快適性 (Condições Sanitária e de Conforto nos Locais de Trabalho)**

本規格基準(NR)は、性別毎に、および更衣室、食堂、厨房と宿泊所から分けて設置しなければならないトイレ用具、トイレボックス、トイレを適用するための最低基準を定めている。

**NR-25 産業廃棄物 (Resíduos Industriais)**

本規格基準(NR)は、労働者の健康と安全リスクを防ぐような、方法、機器及び適切な手段によって、職場からの産業廃棄物を除去する基準を定めている。

**NR-26 安全標識 (Sinalização de Segurança)**

SAMI CONSULTORIA EMPRESARIAL LTDA

TEL/WhatsApp/Line; +55-11-98601-3431

hisashi\_umetsu1948@yahoo.co.jp/www.samicultura.com.br

本規格基準(NR)は、事故予防、表示、境界、およびリスクに対する警告のために職場で使用しなければならない色を統一する目的がある。

白＝線で仕切られた歩道と通路に使用すること。緑＝水道管、緊急応急処置器具の箱。青＝作業外になければならない機器の動きの注意。赤＝火災保護と消火用機器と装置の区別と表示に使用。オレンジ＝注意を表す。黄色＝液体でないガス。紫＝放射性物。茶色＝その他の色で表示されないもの。アルミニウム＝効果ガス、ガソリン、オイル、灯油。灰色＝藤色＝黒＝

#### **NR-27 労働安全技術専門家の登録（2008年5月30日に廃止） (Registro Profissional do Técnico de Segurança do Trabalho -Revogado em 30/05/2008)**

本規格基準(NR)は、労働安全技術者の職業活動は地方労働検察局(DRT)によるプロセスから始まる、労働安全健康局(SSST)によって行われる、労働省への登録によることを定めている。

本規格基準(NR)は、2008年5月29日の通達第262号（2008年5月30日付け連邦公報 118 ページ 1部）で廃止となる。上記通達の第2条によって、専門職の登録は、カテゴリーのシンジケートから送付される希望者の申請によって労働雇用省の分室である門職認可登録部門によって行われる。登録は労働社会福祉手帳(CTPS)に直接記録される。

#### **NR-28 監査と罰則 (Fiscalização e Penalidades)**

本規格基準(NR)は、法令の規定を厳守して履行される、労働者安全衛生に関する法律、および/または規則の規定の履行の監査、差し止め、操業停止、および罰則に関して定めている。

#### **NR-29 港湾労働安全衛生の規格基準 (Norma Regulamentadora de Segurança e Saúde no Trabalho Portuário)**

本規格基準(NR)は、組織化された港内外にある、港及び民間で使用される港湾施設や民間港湾倉庫で行われる業務の労働者の安全と健康に関するより良い条件を達成し、事故と職業病に対する義務保護を規制している。

#### **NR-30 水路労働安全衛生 (Segurança e Saúde no Trabalho Aquaviário)**

本規格基準(NR)は、遠洋航海、沿岸航海、内航路、海洋と港湾支援、海洋と河川のプラットフォームでの、委託業務を含んだ物品や船客を輸送するために使われる、労働国際機関の協定第147号—商船隊への最低規定—で規定されている境界での国内籍及び外国籍の商業船舶での労働者に適用される。

#### **NR-31 農家、畜産業、林業、森林開発、および水産養殖業における労働安全衛生 (Segurança e Saúde no Trabalho na Agricultura, Pecuária Silvicultura, Exploração Florestal e Aquicultura)**

本規格基準(NR)は、安全で健全な作業環境での農家、畜産業、林業、森林開発及び漁業の活動の企画と展開に対応した形で、組織と労働環境で厳守すべき規則を定めることを目的としている。

SAMI CONSULTORIA EMPRESARIAL LTDA

TEL/WhatsApp/Line; +55-11-98601-3431

hisashi\_umetsu1948@yahoo.co.jp/www.samicultura.com.br

本規格基準(NR)を適用するため、農業—経済とは、農業製品をその性質を変えることなく原材料の状態を取り出して加工する活動とみなす。

#### **NR-32 医療作業における労働安全衛生 (Segurança e Saúde no Trabalho em Serviço de Saúde)**

本規格基準(NR)の目的は、医療サービス従事者、および一般的な健康増進と支援活動を行う人々の安全と健康を保護するための措置を実施するための基本的な指針を定めることである。

本規格基準(NR)を適用する目的で、医療サービスとは、国民の健康の支援を提供することを目的としたすべての建物で、複雑なあらゆるレベルでの健康の促進、回復、支援、研究、教育のすべての行動であると理解される。

NR 32 の遵守に関しては、責任は、雇用主と雇用者の間で連帯責任である。すべての人々の認識と協力は、健康分野での事故の防止にとって非常に重要である。

医療サービスに関連する活動は、立法者の意見では、労働者に病気を引き起こす可能性のある、仕事の遂行に使用される環境や機器に見られる微生物との接触の可能性のために、より大きなリスクを起す活動である。

これらの物質と直接関与する労働者は： 医師、看護師、看護助手および技術者、救急車および病院の係員、歯科医、病院設備の清掃および保守、救急車の運転手など医療サービスに関係する人々。

#### **NR-33 密閉空間における労働安全衛生 (Segurança e Saúde no Trabalho em Espaços Confinados)**

本規格基準(NR)は、密閉空間の特定、およびこれらの空間で直接的または間接的に相互作用する労働者の安全と健康を恒久的に保証するために、存在するのリスクの認識、評価、監視、および管理の最小要件を定めることを目的としています。密閉空間とは、継続した人間の居住のために設計されていないすべての領域または環境であり、出入りの手段が限られており、既存の換気が汚染物質を除去するには不十分である、または酸素の欠乏または濃縮が存在する可能性のある場所である。

#### **NR-34 船の建造、保全、および解体業における労働条件と環境 (Condições e Meio Ambiente de Trabalho na Indústria de Construção, Reparação e Desmonte Naval)**

本規格基準(NR)は、船の建造および修理業界の活動において、安全、健康、および作業環境を保護するための最小要件と対策を定めることを目的としている。造船所で行われる 9 つの作業手順を記載する： 熱い作業； 足場の組み立てと解体； 塗装； ブラストとハイドロブラスト； 荷役； 暫定的な電気設置； 高所作業； 放射性核種とガンマグラフィの使用； およびポータブル回転機。

#### **NR-35 高所作業 (Trabalho em Altura)**

SAMI CONSULTORIA EMPRESARIAL LTDA

TEL/WhatsApp/Line; +55-11-98601-3431

hisashi\_umetsu1948@yahoo.co.jp/www.samicultura.com.br



NR-35 は、落下のリスクのある下のレベルから 2 メートル以上の場所で活動する労働者の安全と健康を保証するために、計画、編成、実行などの高所作業のための最小要件と保護対策を定めている。

**NR-36 屠畜、および肉と派生品加工の企業における労働安全衛生 (Segurança e Saúde no Trabalho em Empresa de Abate e Processamento de Carnes e Derivadas)**

本規格基準(NR)の目的は、労働雇用省のその他の規格基準(NR)の規定の準拠を損なうことなく、労働の安全、健康、および生活の質を恒久的に保証するように、屠畜、および人間の消費に向けた肉および肉製品の加工産業で実施される活動における存在するリスクの評価、管理、および監視のための最小要件を定めている。

**NR-37 石油プラットフォームにおける安全衛生 (Segurança e Saúde em Plataforma de Petróleo)**

NR-37 は、石油プラットフォームに関連する雇用者が講じなければならないすべての保護措置を定めることを目的とした規制基準である。主な目的は、潜在的なリスクを軽減して、職場の安全を促進できるようにすることです。